

# 北海道労働政策協定

平成27年度事業計画書

## 前文

北海道、厚生労働省北海道労働局（以下「労働局」という。）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の間で締結された、北海道労働政策協定（以下「協定」という。）の第4条第1項に基づき、平成27年度において実施する事業を次のとおり定める。

## 第1 若年者等に対する就業支援

### 【目標】

・みらいっぽ利用就職者数	6,027件（H26）→6,200件（H27）
・新規学卒者（高校）の就職内定率	96.8%（H26）→前年度実績以上
・25～34歳（子育て世代）の女性の就業率	62.5%（H22）（全国平均値63.7%）→全国平均値（H31）
・高齢者（65歳以上）の就業率	16.5%（H26）→21.0%（H31）
・技専修了生の就職率（施設内訓練）	93.6%（過去3年平均値）→94.0%（H29）
・障がい者実雇用率（民間企業）	1.9%（H26）→2.0%（H31）
・ハローワークを通じた障がい者の就職件数	4,245件（H26）→前年度実績以上

### 1 ジョブカフェ北海道と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施

効果的な就職支援と利便性向上のため、北海道求職者就職支援センターの若年者支援施策（以下「ジョブカフェ北海道」という。）と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワーク（以下「わかものハローワーク等」という。）施策を、北海道わかもの就職応援センター（愛称「みらいっぽ」）として一体的に実施する。

職業訓練を希望する若年者に対し、みらいっぽにおいて訓練情報を提供するため、機構が実施する職業訓練コースの情報を共有する。

- ・みらいっぽスタッフ間の交流
- ・みらいっぽケース会議の開催

実施体制：ジョブカフェ北海道、わかものハローワーク等

- ・ハローワーク求人情報、職業訓練コースの情報共有

実施体制：みらいっぽ、職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター」という。）、職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）、機構北海道支部（以下「機構支部」という。）

#### (1) 北海道が実施する業務

- ・ジョブカフェ北海道が受付した求人情報をわかものハローワーク等に提供
- ・利用者の共同受付、支援メニューの一体的な提供により利用者ニーズを把握
- ・双方の支援メニューの調整、両施設のスタッフによるミーティング等のスタッフ間の交流とケース会議を実施

## (2) 労働局が実施する業務

- ・ ジョブカフェ北海道から提供された求人情報を基に、ハローワーク求人を開拓
- ・ ジョブカフェ北海道において、ハローワーク求人情報を提供
- ・ 利用者の共同受付、支援メニューの一体的な提供により、利用者ニーズを把握
- ・ 双方の支援メニューの調整、両施設のスタッフによるミーティング等のスタッフ間の交流とケース会議を実施

## (3) 機構が実施する業務

- ・ 若年者向け職業訓練コースの情報提供

## (4) 共通の取組

- ・ 求人情報、訓練情報等の共有

## 2 ニート、フリーター等に対する集中支援の実施

「みらいっぼ」利用者の中で、相談過程においてコミュニケーション能力が不足している就職困難者等に対して、札幌わかものハローワークが運営する「しごとサポートクラブ（仮称）」が、北海道障害者職業センター（以下「障害者職業センター」という。）と連携して、コミュニケーションスキルの向上や就職準備のための支援をグループワーク等の支援プログラムとして実施し、就職による自立支援を図る。

- ・ 「みらいっぼ」における「しごとサポートクラブ（仮称）」の実施

実施体制：みらいっぼ、障害者職業センター

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ ジョブカフェ北海道窓口に来所する支援対象者の「しごとサポートクラブ（仮称）」への誘導
- ・ 「しごとサポートクラブ（仮称）」の運営に対する助言等協力

### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 「しごとサポートクラブ（仮称）」の企画・運営
- ・ わかものハローワーク等の窓口に来所する支援対象者の「しごとサポートクラブ（仮称）」への誘導
- ・ 支援対象者の選定
- ・ 関係機関への誘導・連携
- ・ マッチング・就労先の確保・支援対象者の選定

### (3) 機構が実施する業務

- ・ 「しごとサポートクラブ（仮称）」の運営に対する助言等協力
- ・ 支援対象者への職業リハビリテーションカウンセリングの実施

### (4) 共通の取組

- ・ 定期的に連絡調整会議を実施し、事業の効果的な運営について、協議する

## 3 道内各地におけるジョブカフェ・ジョブサロン北海道とハローワークプラザ等との一体的実施

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道の地方拠点（以下「地方拠点」という。）とハローワークプラザ等（以下「プラザ等」という）における求職者支援業務を一体的に実施する。

職業訓練を希望する若年者に対し、訓練情報を提供するため、機構が実施する職業訓練コースの情報を共有する。

- ・ スタッフ間の交流
  - ・ 高校・大学等に対する支援事業の調整  
実施体制：地方拠点、プラザ等
- ※訓練情報の提供：ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、機構支部

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 地方拠点で受付した求人情報をプラザ等に提供
- ・ 新規登録する利用者の相互取り次ぎ、誘導
- ・ 支援サービス等の調整、両施設のスタッフによるミーティング等の実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 地方拠点から提供された求人情報を基に、ハローワーク求人を開拓
- ・ 新規登録する利用者の相互取り次ぎ、誘導
- ・ 支援サービス等の調整、両施設のスタッフによるミーティング等の実施

(3) 機構が実施する業務

- ・ 若年者向け職業訓練コースの情報提供

(4) 共通の取組

- ・ 求人情報、訓練情報等の共有

#### 4 新規学校卒業者等に対する就職支援

北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、北海道経済産業局、労働局及びハローワークが協力して各種支援を実施し、新卒者、既卒者、学校中退者等における、就職意識の喚起及び就職内定率の向上等と、職場定着の促進に取り組む。

- ・ 共同での求人開拓の実施
- ・ 支援メニューの共同提供
- ・ 地元就職面接会等の共同開催  
実施体制：(総合)振興局、ハローワーク
- ・ 高卒者地元就職促進協議会の開催  
実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ (総合)振興局は、原則として協議会を主催し、振興局及びジョブカフェが実施する支援メニューをハローワークに提供
- ・ (総合)振興局及びジョブカフェが実施する支援メニューを、地元就職促進協議会の場で学校へ周知

(2) 労働局が実施する業務

- ・ ハローワークは、協議会を(総合)振興局や他の機関とも連携して実施
- ・ 地元就職面接会等の企画・調整
- ・ ハローワークの支援メニューを、地元就職促進協議会の場で学校へ周知
- ・ 労働局は協議会への参加について、ハローワークに指導、助言。ハローワークは協議会開

催に向け各機関と連携

(3) 共通の取組

- ・ 求人開拓の実施、支援メニューの情報共有
- ・ 職場定着に向けた離職状況の実態の把握等
- ・ 地元就職面接会等の開催 PR
- ・ 地元就職促進協議会の開催 PR

## 5 女性に対する就職支援

### 5-1 女性に対する活躍支援

女性の活躍の場の拡大に向けて、ジョブカフェ北海道とわかものハローワーク等が連携し、新規学卒の女子学生・生徒の就職支援を行うとともに、マザーズ・キャリアカフェとマザーズハローワーク等が連携し子育てをしながら働きたい女性などを対象に再就職を支援する。

また DV 被害者への就労支援を継続し、DV 被害者の方々の安心で自立した生活確保を支援する。

実施体制：北海道、ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ、道立女性相談援助センター（以下女性センター）、労働局、わかものハローワーク等、マザーズハローワーク及び各ハローワークマザーズコーナー（以下マザーズ等）、ハローワークプラザ、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 就労希望の女性センターを利用している DV 被害者に、ハローワークによる支援の概要を説明

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワークは、ジョブカフェ等の要請により、各種支援サービスメニューを利用者に提供
- ・ マザーズ等は北海道やジョブカフェなどが実施する女性への就労支援サービスを利用者に周知
- ・ 女性センターにおいて、DV 被害者が希望した場合、求人情報の提供等の支援

(3) 機構が実施する業務

- ・ 女性が受講しやすい訓練コースの設定し、マザーズ・キャリアカフェやマザーズハローワークに情報提供
- ・ 女性の受講を促す職業訓練の広報

(4) 共通の取組

- ・ 女子学生・生徒向けにセミナーなどを共同開催
- ・ DV 被害者の個人情報の保護と守秘義務を徹底
- ・ 相互の施設に DV 被害者支援のリーフレット等を配置し、PR

### 5-2 託児サービス付職業訓練の普及・拡大

道において実施している託児サービス付き委託訓練の普及・拡大に向け、ハローワーク等の関係機関が連携し、当該訓練のニーズの把握や周知を行い、託児サービスを必要とする女性な

どの訓練受講機会の確保、就業の促進を図る。

実施体制：北海道、マザーズ等、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 平成 27 年度に実施した託児サービス付き離職者等向け委託訓練に関する実施方法や課題等を機構へ情報提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズ等での訓練ニーズの把握、情報提供
- ・ 各ハローワークでの周知、受講誘導

(3) 機構が実施する業務

- ・ 道からの情報を得てポリテクセンターでの託児サービス付き職業訓練の実施

### 5-3 女性活躍推進のための分野横断的な情報提供の実施

マザーズ・キャリアカフェ、マザーズハローワーク札幌及び機構支部、ポリテクセンター、ポリテクカレッジは、職業カウンセリング、職業相談及び訓練受講中の女性に対し、各種育児に加え、起業・創業の情報などを提供するとともに、他の専門機関の支援策を紹介することにより、迅速で的確な問題解決につなげる。

実施体制：北海道、マザーズ・キャリアカフェ、労働局、マザーズハローワーク札幌、機構支部、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 就業支援情報、起業、保育、子育て情報、訓練情報の提供
- ・ 個別の相談への対応時における他の専門機関の紹介・誘導

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク札幌が保有する保育情報や女性などに理解のある企業の求人情報の提供
- ・ 個別の相談への対応時における他の専門機関の紹介・誘導

(3) 機構が実施する業務

- ・ 女性の受講を促す職業訓練の広報（再掲）
- ・ 訓練受講者への支援機関の紹介・誘導

## 6 高齢者に対する就職支援

### 6-1 生涯現役社会の実現

年齢に関わりなく働ける社会（以下「生涯現役社会」という。）を実現するため、道内企業に対してセミナーを実施するとともに、職業訓練、シニアワークプログラム等を活用し、高年齢者雇用の場を確保する。

- ・ セミナーの実施
- ・ シニアワークプログラム地域事業の実施
- ・ 高年齢者等の受皿としてシルバー人材センター事業の更なる普及啓発の実施
- ・ ジョブサロンにおける職業訓練情報の提供
- ・ 高年齢者の活用促進のための助成金周知等のセミナーの開催

- ・ ハローワーク・マッチングセンター等を活用した助成金の周知  
実施体制：北海道、ジョブサロン北海道、労働局、ハローワーク、機構支部
- (1) 北海道が実施する業務
    - ・ 高齢者を対象とした技能講習等の情報を道ホームページで周知
  - (2) 労働局が実施する業務
    - ・ 生涯現役社会実現のためのセミナーを開催
    - ・ 技能講習を実施し雇用に繋げるシニアワークプログラム地域事業を実施
    - ・ シルバー人材センター事業における適正就業の確保、会員拡大に向けた支援
  - (3) 機構が実施する業務
    - ・ 生涯現役社会の実現に向けた「地域ワークショップ」の開催
    - ・ 機構が支給する助成金の周知広報

## 6-2 高齢者に対する就業機会の確保・拡大

就業を希望する高齢者の意欲と能力を企業の中で積極的に活かすため、3者が協力して高齢者の就業機会の確保・拡大に努め、高齢者の雇用に係る機運の醸成を図る。

実施体制：北海道、労働局、機構支部

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 高年齢者就業促進パネル展の実施
- (2) 労働局が実施する業務
  - ・ 高齢者の雇入れに係る助成金の周知
  - ・ 各ハローワークでは、高齢者求人の充足に努める
- (3) 機構が実施する業務
  - ・ 生涯現役社会の実現に向けた「地域ワークショップ」の開催（再掲）
- (4) 共通の取組
  - ・ 3者の広報媒体やPRツールを活用し、企業などに対して事業の周知・啓発

## 7 障がい者の雇用促進

### 7-1 障がい者の雇用拡大と就職促進

法定雇用率の達成に向けて、障がい者の雇用を拡大するため、関係機関が連携して就職面接会の開催などに取り組むとともに、特別支援学校生徒の就職を促進するために、特別支援学校とハローワークが、企業開拓から職場定着までを一体となって実施する。（石狩圏道立6校の組織的な職場開拓システムの継続）

- ・ 就職面接会の開催  
実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、機構支部
- ・ 特別支援学校に対する支援  
実施体制：北海道教育庁、教育局、特別支援学校、ハローワーク

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 就職面接会の開催周知と、障がい者の採用に意欲のある企業に対する参加の働きかけ
  - ・ 特別支援学校がハローワークからの求人情報を基に、企業を開拓

- ・ 特別支援学校独自の企業開拓により得た企業情報をハローワークへ提供
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 就職面接会の企画運営及び周知
  - ・ 特別支援学校生徒が応募できる求人情報などを、適宜特別支援学校に提供
  - ・ 特別支援学校等と連携し、就労支援セミナーを開催
- (3) 機構が実施する業務
- ・ 障がい者及び企業に対する就職面接会への参加勧奨
  - ・ 就職面接会の運営に係る補助（運営スタッフ派遣）及び協力（相談ブース設置協力）
  - ・ 企業に対する障害者雇用納付金制度等の周知広報
- (4) 共通の取組
- ・ 関係機関との連絡や、広報活動などについて密接に連携

## 7-2 障がい者の職場定着促進のための企業支援

既に企業に雇用されている障がい者の職場定着に関して相談・支援ニーズ等が把握された際には障害者職業センターがハローワーク等との連携の下、個別企業に対する相談・支援に当たる。

また、障がいに関する企業の理解を促進するため幅広い情報発信、働きかけにより、精神障がい者等の雇用の安定を図る。

- ・ 相談・支援、情報発信等の実施

実施体制：北海道、労働局、障害者職業センター

- (1) 北海道が実施する業務
- ・ 説明会等を共催するほか、普及・啓発など広報を支援
  - ・ 企業の個別ニーズ等について機構に情報提供
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 企業の個別ニーズ等について機構に情報提供
  - ・ ハローワークと機構との連携による企業支援
  - ・ 企業を対象とした説明会等を企画する場合の機構との講師派遣調整
- (3) 機構が実施する業務
- ・ 個別企業への障がい者の職場定着促進のための相談・支援の実施
  - ・ 企業を対象とした種々の説明会等への講師派遣
  - ・ 説明会等における情報発信の調整
- (4) 共通の取組
- ・ 北海道・（総合）振興局、労働局、ハローワーク、機構支部・障害者職業センターが実施する説明会等の情報共有化を図り、3者連携して情報発信を進める

## 8 公的職業訓練における入校促進及び就職促進

「道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校（以下「技専及び障害者校」という。）等が連携し、非正規労働に就いている学び直し若年者などの入校促進に取り組むとともに、協力して各種支援を実施することにより、訓練生の就職促進を図る。

- ・ 地域における職業訓練ニーズを踏まえた訓練コース設定

実施体制：技専及び障害者校、労働局、ハローワーク、機構支部、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

- ・ 公的職業訓練制度の周知と効果的な運用

実施体制：北海道、技専及び障害者校、労働局、ハローワーク、機構支部、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、障害者職業センター

- ・ 求人情報及び就職面接会等の情報提供

実施体制：技専及び障害者校、ハローワーク

- ・ ハローワーク職員による職業相談等の実施

実施体制：技専及び障害者校、ハローワーク

- ・ 訓練受講者情報の提供

実施体制：北海道、技専及び障害者校、労働局、ハローワーク、ポリテクセンター

#### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 労働局から提供される訓練ニーズ情報を踏まえた訓練コースの設定
- ・ 公共職業訓練の実施予定情報を労働局へ提供
- ・ 公的職業訓練の道民への広報による効果的な訓練の実施
- ・ 訓練生に対しハローワークでの職業相談を勧奨
- ・ 訓練施設でハローワーク職員が実施する、職業相談等について、多くの訓練生が利用できるよう調整
- ・ 訓練修了時等の就職状況に係る情報を労働局に提供
- ・ 障害者職業センターとの連携による障がい者訓練の検討

#### (2) 労働局が実施する業務

- ・ ハローワークで得た訓練ニーズ情報を北海道へ提供
- ・ 提供された公共職業訓練情報を労働局のホームページに公開
- ・ 技専及び障害者校への入校を勧奨し、適切な受講あっせんを実施
- ・ 提供された受講者情報に基づき、ハローワークへの来所勧奨、就職支援を実施

#### (3) 機構が実施する業務

- ・ 労働局、ハローワーク等が有する求人・求職ニーズを踏まえたコース設定
- ・ 公共職業訓練の実施予定情報を労働局、ハローワークへ提供
- ・ 公的職業訓練についての広報、効果的な訓練実施
- ・ 訓練修了時の就職状況に係る情報を労働局に提供
- ・ 北海道が実施する障がい者訓練の検討への協力

## 9 道内企業等への共同求人要請

北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、労働局及びハローワークが共同して、道内経済団体、業種別団体、事業主に対し、新規学校卒業者並びに障がい者の就職に関する求人要請を行い、求人確保や障がい者雇用に関する機運の醸成を図る。

- ・ 新規学校卒業者に係るもの
- ・ 障がい者雇用に係るもの

実施体制：北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、労働局、ハローワーク



- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 経済団体、業種別団体に対する要請の企画・調整
  - ・ (総合) 振興局において、地域の経済団体に対する要請の企画・調整
  - ・ (総合) 振興局は必要に応じ、新規学校卒業者に係る事業主に対する要請実施
- (2) 労働局が実施する業務
  - ・ 障害者雇用に係るもののうち、事業主に対する要請については、労働局が企画・調整

## 10 「若者応援宣言企業」の取組の拡大に向けた協力

「若者応援宣言企業」の主旨を道内各地に広く PR することにより、若者の採用に意欲的な中小企業における人材確保を支援し、若者の職場定着の促進や働きやすい職場環境づくりに向けて、若者の就職意欲の喚起等を図る。

実施体制：北海道、(総合) 振興局、ジョブカフェ、労働局、わかものハローワーク等、各ハローワーク、機構支部

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ ジョブカフェパートナーズ企業へ「若者応援宣言」の取組の周知
  - ・ 北海道主催の企業を参集した会議などで「若者応援宣言」の取組の周知
  - ・ 職場環境の整備に取り組む企業に対して、専門的なアドバイス
- (2) 労働局が実施する業務
  - ・ 「若者応援宣言」の取組及び宣言企業の周知
  - ・ 北海道から情報提供があった企業の、要件確認と「若者応援宣言」の勧奨
  - ・ 雇用管理改善、魅力ある職場づくりの普及啓発
- (3) 共通の取組
  - ・ 「若者応援宣言」企業による合同企業説明会等の開催
  - ・ 経済団体・業界団体、企業などに対する雇用管理改善、雇用関係ルールの周知・啓発と若者のワークルールに関する知識の習得に向けての取り組み
  - ・ あらゆる機会を利用して「若者応援宣言企業」の取組を PR

## 11 道内で就職を希望する留学生への就職支援

ハローワーク及び新卒応援ハローワークの留学生コーナーに登録した留学生に対する就職支援として、「みらいっぽ」が実施するカウンセリングや就職支援セミナーなどの支援メニューを提供し、合同企業説明会及び就職面接会の開催などに取り組むことにより、道内中小企業の人材確保の支援や外国人雇用への理解促進を図る。

- ・ 合同企業説明会・就職面接会の開催

実施体制：北海道、労働局、札幌新卒応援ハローワーク

- ・ 未内定留学生に対するフォローアップ研修の実施

実施体制：北海道、札幌新卒応援ハローワーク

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 大学に在籍の留学生への就職支援の必要性について確認し、ハローワークへ情報提供
  - ・ ジョブカフェによる学生向けセミナーなどによる支援

- ・ インターンシップ情報を提供
  - ・ 未内定留学生に対するフォローアップ研修の実施
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 留学生が在籍する道内の大学・大学院に対し、新卒応援ハローワークの留学生コーナーを周知し、登録を促進
  - ・ 新卒応援ハローワークの留学生コーナーによる職業相談等の支援
  - ・ 留学生を求める求人企業への外国人雇用に関するアドバイス
  - ・ 登録した留学生へ企業説明会・就職面接会の周知、参加の促進
  - ・ 日本語が不得意な留学生に対しては、ハローワーク札幌の外国人サービスコーナーと連携を図り相談を行う
- (3) 共通の取組
- ・ 合同企業説明会及び就職面接会を実施

## 第2 産業振興と雇用創出の一体的な取組

### 【目標】

- |                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| ・ 製造業の付加価値生産性        | 931 万円 (H25) →1,280 万円 (H31) |
| ・ U・I ターン合同企業説明会来場者数 | 過去3年平均 171.6 人→180 人以上 (H27) |

### 1 自動車産業などものづくり産業への人材確保支援の強化

本道経済の牽引役を担う自動車関連産業をはじめとしたものづくり産業における求人の充足を図り、人材の確保に向けた効果的な支援を実施し、人材育成機関の活用とマッチングの強化により、ものづくり産業における人材の確保を図る。

実施体制：北海道、技専、ジョブカフェ北海道、ハローワーク、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

- (1) 北海道が実施する業務
- ・ ものづくり現場の見学やものづくり企業の女性社員による出前授業などを実施
  - ・ ジョブカフェ北海道において産業理解セミナーを実施
  - ・ 技専などの人材育成機関においての人材育成
  - ・ ハローワークで実施する管理選考の周知を行う
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ ハローワークにおける管理選考の実施等による、ものづくり産業におけるマッチングの強化
  - ・ 人材ニーズを踏まえた求人企業への求職者情報の提供
  - ・ 求職者に対する求人の情報提供及びハローワークで実施する管理選考の周知
- (3) 機構が実施する業務
- ・ 求人者に対する訓練受講者人材情報の提供
  - ・ 求人者のニーズに応じたものづくり人材育成の支援
- (4) 共通の取組
- ・ 合同企業説明会とのタイアップなどによるものづくりの魅力 PR

## 2 道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大

北海道と労働局が有する雇用助成金等の支援施策（以下「助成金等」と言う。）の効果的周知により、北海道の企業の進出情報と労働局や各ハローワークの求人情報を速やかに結びつけ、進出企業等の大量求人の確保と充足、地域の雇用改善を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、各ハローワーク、機構支部

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 北海道は労働局へ、（総合）振興局は管轄ハローワークへ企業進出や規模拡大に伴う情報を提供（情報提供は、企業側の同意を得た場合に限る）
- ・ 個別面接会等を設定する際の場所の確保や広報など開催支援
- ・ 北海道が開催する会議等において、労働局職員による助成金等の周知の場を提供

### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道及び（総合）振興局から得た情報を基に企業側に相談を働き掛け、求人を開拓
- ・ ハローワークでの充足計画に必要であれば、北海道の各機関に協力依頼
- ・ 北海道が開催する、会議等において助成金等を周知

### (3) 機構が実施する業務

- ・ 高年齢者、障害者の雇用に関する助成金等の周知

### (4) 共通の取組

- ・ ホームページを通じた助成金等の周知

## 3 北海道へのU・Iターンの促進

### 3-1 首都圏におけるU・Iターンフェア（合同企業説明会）の開催

高度技術者等を必要とする道内求人企業と、道内へのU・Iターンを希望する道外の求職者とのU・Iターンフェアを東京都において開催しU・Iターン人材の誘致促進を図る。

実施体制：北海道、労働局、ポリテクセンター

#### (1) 北海道が実施する業務

- ・ フェア参加企業の取りまとめ

#### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 東京労働局等に対し、フェア開催に係る周知等の協力を要請

#### (3) 機構が実施する業務

- ・ 職業訓練情報の提供（道内、フェア開催地域）

#### (4) 共通で実施する業務

- ・ U・Iターンフェアを周知・広報

### 3-2 ミニフェア（合同企業説明会）の開催

北海道U・Iターンフェア（合同企業説明会）に加え、新たに首都圏において、U・Iターンの促進に向けたミニフェア（合同企業説明会）を開催し、U・Iターン人材の誘致促進を図る。

実施体制：北海道、労働局、ポリテクセンター

#### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 道U・Iターンインターネットシステム登録企業への参加募集・取りまとめ

- ・ 道 U・I ターンインターネットシステム登録求職者への周知や道が実施や参加する U・I ターンイベントにおける PR
  - ・ フェアにおける道 U・I ターンインターネットシステムなどの周知
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 東京労働局との連携（求職者への周知、会場の確保）及び周知等協力依頼
  - ・ フェア開催時の職業相談の実施及び継続的な支援の周知
- (3) 機構が実施する業務
- ・ 職業訓練情報の提供（道内、フェア開催地域）
- (4) 共通で実施する業務
- ・ ミニフェアを周知・広報

#### 4 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて行う北海道の産業支援施策と北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う雇用施策の一体的実施

北海道の産業施策と労働局の雇用施策の一体的な取組において、中小企業者等に係る経営相談に併せて助成金等雇用支援制度の周知・活用などをワンストップで行うことにより雇用の創出を図る。  
 実施体制：公益財団法人北海道中小企業総合支援センター(以下支援センターという。)、北海道ビジネスサポート・ハローワーク、機構支部

- (1) 北海道が実施する業務
- ・ 中小企業者等に対する経営相談や情報提供、資金貸付等について支援センターを通じた北海道の各種支援施策等を実施
  - ・ その他産業施策と労働局の雇用施策の一体的な取組の推進に資する業務の検討
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 厚生労働省が所管する各種助成金や支援施策に関する情報提供、相談、申請案内
  - ・ 中小企業者等からの求人を受理と、求職動向の提供
- (3) 労働局が委託により実施する事業
- ・ 職場見学会・就業促進セミナー、管理選考会の開催
  - ・ 合同企業面接会等（合同企業説明会含む）の開催
  - ・ U・I ターンフェアの開催（再掲）
  - ・ 新卒者・中途採用者採用企業意向調査
- (4) 機構が実施する業務
- ・ ビジネスサポート・ハローワークを活用した助成金制度の周知

### 第3 労働者等の職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援

#### 【目標】

- ・ 地域創生人材育成事業に係る雇用創出数 177名 (H27)

#### 1 在職者のスキルアップ（総合的在職者訓練相談窓口の設置）

北海道と機構及び労働局による雇用施策の一体的な取組において、中小企業者等に係る経営相談に併せて、従業員のキャリアアップを図る各種制度や助成金等雇用支援制度の周知・活用などをワ

ンストップで行うことにより、優秀な人材の確保や在職者のスキルアップ・定着を図る。

実施体制：北海道、労働局、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 能力開発セミナーや、認定職業訓練の実施状況などに関する情報提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 事業主に、定期的に窓口を設置し助成金等に関する活用を相談

(3) 機構が実施する業務

- ・ 総合窓口における機構が実施する能力開発セミナーの案内
- ・ 窓口相談事業主のニーズに基づくオーダーメイド型能力開発セミナーの開発、実施

## 2 地域創生人材育成事業

本道の基幹産業である「観光」、「食品」、関連産業の裾野が広い「ものづくり」、地域経済を支える「建設」などの分野における人手不足に対応するため、既存の公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組を通じて、安定的な人材の確保を図る。

- ・ 北海道観光を支える人材の育成・確保事業
- ・ 北海道の食品製造業を支える人材育成事業
- ・ ものづくり人材育成事業
- ・ 自動車整備士及び建設関連人材育成事業

実施体制：北海道、労働局、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 事業の実施主体（事業計画の策定、地域人材育成協議会の運営、事業実施）

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 地域人材育成協議会への参画
- ・ ハローワークにおける、訓練受講者の就職支援

(3) 機構が実施する業務

- ・ 地域人材育成協議会への参画
- ・ 訓練カリキュラム策定時における指導・援助

## 3 ポリテクセンター等との連携による産業人材育成連携強化事業

地域ニーズに対応した人材育成強化を図るため、道立高等技術専門学院（以下「技専」という。）とポリテクセンター等との連携により、職業訓練・研修を実施するほか、今後の職業訓練に関する調査検討を実施し、より効率的・効果的な職業訓練を実施する。

- ・ 機構の資源を活用した職業訓練・研修の実施

実施体制：技専、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

- ・ ポリテクカレッジへの入校促進

実施体制：技専、ポリテクカレッジ

- ・ 今後の職業訓練に関する検討と対策

実施体制：労働局、技専、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 事業の実施主体
- (2) 労働局が実施する業務
  - ・ 職業訓練に関する検討において、求職者ニーズのデータ提供や検討会への参画等
- (3) 機構が実施する業務
  - ・ 技専訓練生を対象とした訓練の実施
  - ・ 技専実施の能力開発セミナーへの講師派遣
  - ・ 技専指導員を対象とした研修実施

#### 4 「公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練に係る総合計画」の策定

労働局及び機構が実施している求職者支援訓練と北海道が実施している職業訓練について、3者が連携し「公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練に係る総合計画」（仮称）を策定し受講者や訓練実施機関への利便を図る。

実施体制：北海道、労働局、機構支部、ポリテクセンター

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 委託訓練計画（案）の策定状況等の情報提供
  - ・ 受講あっせんを行うハローワーク向け訓練内容等の資料の提供
  - ・ ハローワークで実施している求職者向け説明会での訓練情報の提供等
- (2) 労働局が実施する業務
  - ・ 訓練ニーズの把握、情報提供
  - ・ 「公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練に係る総合計画」（仮称）の策定
  - ・ 公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練の一体的な情報提供
- (3) 機構が実施する業務
  - ・ 総合計画策定にあたっての訓練実施計画の情報提供
  - ・ 求職者支援訓練の実施を希望する民間教育訓練機関への職業訓練計画の周知

### 第4 就業環境整備の推進

#### 【目標】

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ・ 年間総労働時間             | 2,021 時間 (H25) → 2,000 時間 (H31) (注) |
| ・ 北海道あったかファミリー応援企業登録数 | 263 社 (H26) → 500 社 (H31)           |

#### 1 働き方改革の推進

労働者が心身の健康を確保しつつ、仕事と生活の調和を図ることができるよう、長時間労働の見直しや年次有給休暇の取得促進など、企業における働き方の見直しに取り組み、雇用の質の改善を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局

- (1) 北海道が実施する業務
  - ・ 過重労働等の情報を把握したときは、必要に応じて、情報提供者の同意を得た上で、労働局に情報を提供
  - ・ 企業における働き方改革に関する先進事例などの情報を収集し、労働局に提供

## (2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道働き方改革の促進のための取組方針に基づき、道内全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成

## (3) 共通の取組

- ・ 休暇の取得状況など働き方に関するデータの収集・分析
- ・ 企業トップや労使団体に対する働きかけや、各種セミナー、会合等における普及啓発

(注) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模30人以上

## 2 仕事と家庭の両立に向けた支援

男女がともに仕事と家庭の両立を実現できるよう、育児・介護休業制度等の普及や取得促進をはじめとする両立支援の推進に取り組み、誰もが安心して働くことができる職場環境の整備を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 北海道あったかファミリー応援企業登録企業や女性の活躍推進に取り組む企業として知事が認定した企業の情報を労働局に提供
- ・ 北海道あったかファミリー応援企業登録企業に対し、くるみん・プラチナくるみん認定制度等の周知

### (2) 労働局が実施する事業

- ・ くるみん・プラチナくるみん認定制度についての情報提供
- ・ 北海道あったかファミリー応援企業として登録された企業のうち、女性の活躍推進に取り組む企業として北海道知事が認定した企業については、当該企業が希望する場合、ハローワークの求人票に認定企業である旨を表記

### (3) 共通の取組

- ・ 仕事と家庭の両立支援に関する法制度や支援施策の普及啓発

## 3 労働法制の普及啓発

これから社会に出て働く若者等が、働く際の権利や義務について知ることができるよう、労働法制に関する基本的な知識の普及啓発に取り組み、雇用をめぐるトラブルの防止を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 高校生等に対する出前講座の実施
- ・ 働く若者ルールブックの作成・配布

### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 大学や高校等が実施する講義やセミナーへの積極的な講師派遣

### (3) 共通の取組

- ・ 出前講座の実施対象校等について情報共有

## 第5 雇用関係情報の共有

### 1 企業の倒産や進出など雇用量的変動にかかる情報の共有

倒産や雇用調整などにより大量の離職者が発生する場合や、企業の進出などにより大量の労働者を必要とする場合などにおいて、連携して情報の収集、連絡調整及び必要な対策を行い、離職者の早期就職等支援や連鎖倒産の防止、求人の確保と早期の充足を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、ハローワーク、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 大量雇用変動等に係る情報収集及び情報提供
- ・ 「緊急雇用対策プログラム」の実施
- ・ 説明会、相談会の開催など関係機関との調整
- ・ 職業訓練の実施や勤労者福祉資金の貸付
- ・ 経営環境変化対応貸付の適用、経営・金融特別相談室の設置など、連鎖倒産防止対策の実施
- ・ 企業の進出等雇用創出情報の収集及び労働局への提供  
(情報提供は、企業側の同意を得た場合に限る)

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 大量雇用変動や雇用調整等に係る情報収集及び情報提供
- ・ 北海道労働局大量雇用変動等対策本部会議の開催
- ・ 大量雇用変動や雇用調整に対応した就職支援
- ・ 再就職支援に当たっての関係機関との連携

(3) 機構が実施する業務

- ・ 職業訓練ニーズに応じた機動的な職業訓練の実施
- ・ 説明会等における職業訓練コースの情報提供

## 2 労働力の需給調整にかかる情報の共有

雇用失業情勢の改善に伴う人手不足の現状を的確に把握するため、労働力の需給に関する情報の共有を図り、また、人手不足の業界が人材の確保に取り組む場合には、その取組に対して北海道と労働局が連携し、雇用施策を通じた支援に努める。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 人材確保のための取組や人手不足に関する情報を入手した場合、労働局、ハローワークに提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク単位の求人、求職のデータを提供し、業種、地域などでの求人・求職情報を北海道に提供

## 3 統計情報などの共有

相互に所掌する統計資料などの雇用関連情報について、現状分析や今後の雇用施策に活かすことができるよう早期に提供し、対策の早期取組を目指す

実施体制：北海道、労働局

## 第6 その他北海道及び労働局がその都度必要と認めた事業



## 1 雇用保険制度の周知

雇用保険制度が雇用のセーフティネットとしての機能を適正に果たすため、北海道及び各（総合）振興局に雇用保険制度に関する各種パンフレット等を配置するなど、道民一般並びに事業主等に対する更なる周知により、制度の一層の周知を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局及びハローワーク

## 2 季節労働者の通年雇用の促進

通年雇用促進支援事業の効果的な実施を図るため、通年雇用促進支援協議会を対象とした事業説明会や研修会等を開催する。

また、通年雇用化に係る地域の取組を促進するため、地域懇談会を開催し、行政、経済団体、労働団体等で地域の季節労働者対策に関する意見交換等、情報交換を行う。

- ・ 通年雇用促進支援事業の効果的実施

実施体制：北海道、労働局

- ・ 季節労働者対策に関する意見交換・情報の共有

実施体制：（総合）振興局、各ハローワーク

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 地域懇談会（意見交換会）を開催

### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 「通年雇用促進支援事業雇用促進支援研修会」を開催

### (3) 共通の取組

- ・ 「通年雇用促進支援事業説明会」を開催

## 3 季節労働者通年雇用化申告制度の運用

北海道が発注する工事等の競争入札参加資格審査における技術・社会的要素の審査項目として、季節労働者の通年雇用化の取組状況を評定することにより、季節労働者の通年雇用化を促進する。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 事業者から提出された申告書の内容確認を行い、通年雇用化の進展等を判定

### (2) 労働局が実施する業務

- ・ 通年雇用化の進展等を判定するために必要な申告事業者の雇用者に係る雇用保険被保険者数を確認

## 4 「地域の雇用創出」の推進

雇用機会が不足している地域や事業者に対し、実践型地域雇用創造事業や、地域雇用開発奨励金の活用を促し、雇用創出の推進を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、ハローワーク

### (1) 北海道が実施する業務

- ・ 本事業についての周知を行い、市町村の動向について労働局に情報を提供
- ・ 雇用開発促進地域の対象となっていない地域が新たに要件を満たした場合は、積極的

に地域雇用開発計画の策定に努める

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 本事業についての周知を行い、関心を示した市町村に対しては必要なアドバイスを行い、地域雇用創造計画の策定を促す
- ・ 地域雇用開発奨励金の周知と、的確な支給

(3) 共通の取組

- ・ 随時情報交換を行い連携を強化
- ・ 地域の雇用創出のため、地域雇用開発奨励金を積極的に周知

## 5 戦略産業雇用創造プロジェクト事業及び地域人づくり事業への協力

北海道と労働局が協力し、事業の効果を高めるよう努め、安定的かつ良質な雇用の場の創出を目指す。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 本事業の周知について各ハローワークに協力を依頼

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 求人が提出された際には充足に努め、求人者へ条件面でのアドバイス
- ・ ハローワークは両事業について企業から相談があれば、北海道へ連絡

(3) 共通の取組

- ・ 各事業について随時協議を深め連携を強化

## 第7 その他

道、労働局及び機構が、協定第3条第1項に基づき、必要な要請を行う場合は、具体的な施策の内容又は実施手法等について提示するものとし、道、労働局及び機構は、当該提示の内容が産業及び雇用施策並びに労働行政の運営に関する諸法令又はこれに基づく運用に抵触しない場合には当該提示の内容を効果的に実施する観点から、誠実に対応するものとする。